

# 平成22年度税制改正に関する租研意見

平成 21 年 9 月 2 日

社団法人 日本租税研究協会

# 目 次

I. はじめに .....	1
II. 税制改革の基本的視点 .....	2
III. 個人所得税 .....	3
IV. 相続税・贈与税 .....	5
V. 法人税 .....	5
VI. 国際課税 .....	7
VII. 消費税 .....	9
VIII. 地方税 .....	10
IX. その他 .....	12

# 平成 22 年度税制改正に関する租研意見

平成 21 年 9 月 2 日  
社団法人 日本租税研究協会  
会長 今 井 敬

## I. はじめに

わが国は、昨年秋以降の「世界的な金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の渦中であって、外需の急激な減少が国内生産を大幅に低下させ、雇用情勢、企業の資金繰りなど経済全般に大きく波及し、未曾有の急激な景気の落ち込みに直面した。最近ではやや持ち直しの動きが見られるものの、経済活動の水準は依然として低く、景気が再び下押しされ「二番底」となるリスクは残されている。

こうした足下の経済問題とともに、わが国は多くの構造問題に直面している。

第 1 は、経済活動のグローバル化と世界経済の「大調整」が進む中で露呈した日本の脆弱な経済、社会構造の改善である。そのためにも、時代にふさわしい成長戦略が必要であり、その実現に向けて、わが国の制度、組織を変えていく必要がある。

第 2 は、急速な少子・高齢化社会への対応である。高齢化の進行にともなう社会保障費用の膨張によって、社会保障の持続可能性に国民の不安と懸念が高まっている。活力ある社会を取り戻すためにも、国民の不安を取り除くことは緊急の課題である。

第 3 は、巨額の債務を抱える財政構造の改革である。昨年秋以来 3 次わたる経済対策(財政措置 12 兆円程度、事業規模 75 兆円)、さらには本年 4 月経済危機対策(財政措置 15.4 兆円程度、事業規模 56.8 兆円程度)がとられたこともあって、わが国の国・地方の長期債務残高は、平成 21 年度末には 816 兆円となり、世界の主要国の中ではけた外れの財政赤字国となっていることは周知のとおりである。

その他にも、地域間格差の拡大や地方分権の推進等、課題は山積しており、こうした課題を解決するためにも、行財政におけるあらゆる面で改革を推進するとともに、それに則した政策を着実に実行することが求められている。

政策の重要な役割を担う税制においても、当面の厳しい経済危機からの脱却を図ることに配慮しつつ、将来に対する国民の安心と安定した生活が確保されるようにするとともに、国民がその活力を十分に発揮できる制度を構築する必要がある。

公平・中立・簡素といった租税の基本原則はもとより、経済のグローバル化、少子・高齢化等の社会経済環境の変化を見据え、国民の力、民間の活力を活かす、今の時代にふさわしい税制を構築することが強く望まれている。そのためにも、消費税を含む税制改革の早期実現が不可欠である。

以上のような基本認識を踏まえて、ここに中長期的な改正を含めた平成 22 年度の税制改正について、当協会の意見をまとめた。

## II. 税制改革の基本的視点

財政の現状は前述したように未曾有の厳しい状況にある。財政健全化や、超高齢化社会への移行にともなう財政支出増加に対しては、安易な税負担の引上げではなく、まずは民でできることは民に移行し、効果の乏しい政策は廃止するなど、徹底した行財政改革を断行することにより対応すべきである。

しかしながら、同時に今後の政策の根幹を成す、消費税を含む税制の改革についても、早期に制度設計を国民に提示し、改革への道筋を付ける必要がある。

### 1. 当面の経済危機対応と財政収支の健全化への取組み

当面、経済の危機を回避し、回復軌道に乗せることが、最優先の課題である。その上で、経済状況の好転にめどが立ってくれば、財政再建に本格的に取り組むことが重要な課題となる。このような状況下、財政支出においては、経済危機対策上大規模な事業活動が行われているが、真に有効な政策に資金を重点的に投入するとともに、いわゆる「バラマキ」とも取れる政策を採用したり、財政健全化への取組みが遅れるなら、将来の国民負担はさらに大きく、一層厳しいものとなるだけでなく、将来に対する利払いの増大、海外からのわが国経済に対する信頼や評価の低下によって将来のリスクは増大し、国民の不安が増大することも懸念される。当面の景気対策には迅速・的確に対応しつつも、経済状況の好転にめどが付けば、早期に財政健全化への取組みを進めるべきである。

財政健全化に当たって、国民の負担増は避けられないと考えるが、それには、国民の理解と協力を得ることが不可欠である。このためにも、歳出・歳入改革の必要性や意義等について、国民への説明責任（アカウンタビリティ）をこれまで以上に重視しなくてはならない。このことなくして国民に税負担増の理解を得ることは困難であろう。

### 2. 税制改革の視点

徹底した行財政改革努力を前提に、それでもなお税負担増が避けられないとすれば、新しい時代にふさわしい税制によってそれを受けとめるべきである。当協会としては、これまでも税制改革に当たって主張してきたように、「安定財源の確保」と「経済活力の強化」をキーワードとしてあるべき税制を構築していく必要があると考えている。具体的には、消費税にウェイトを置き、所得、資産とのバランスのとれた税体系を目指すべきである。このような税体系への変革は、グローバル化と高齢化の進展の中で、先進国を中心に世界の一つの潮流となっている。

一方、今後の税制改革に当たっては、国と地方の役割分担に応じた税源配分、地域間の財政力格差是正等の観点から、国税と地方税のあり方（消費税と地方消費税、法人税と地方法人2税等）についても総合的に検討を行う必要がある。

### 3. 経済活力の強化と国際的競争力の強化

財政健全化の推進に当たっては、経済活力の強化を通じた税源の育成とそれによる税収増加が重要な課題となる。また、少子高齢化の進行によって潜在成長率が弱まるとも言われている

わが国において、経済停滞と負担増の「負のスパイラル」を回避するためにも、企業の競争力強化をはじめとして、経済主体のダイナミズムを回復・強化しなくてはならない。それには、国民一人一人あるいは企業がその活力と能力を存分に発揮できる税制の構築が必要である。

とくに、グローバル化の進展によって国境を越えた企業活動が活発に行われるなか、国際競争力の強化が企業活動にとってきわめて重要である。税制度の差異によって、わが国の企業が国際競争上不利となったり、外資の日本への進出を抑制するようなことがあれば、国力の減退を招くことにもなりかねないことから、早期に改善していく必要がある。

#### **4. 税制基本原則の徹底**

どのような時代であっても、税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。とくに将来的に税負担が増加するわが国にあっては、税制がこれらの基本原則を踏まえたものでなくては、国民生活や企業活動に多大のダメージを与えることになり、国民の支持は得られない。

とくに、国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されるという公平性の確保が不可欠である。

なお、公平性や中立性を重視したとしても、適正な納税が行われなければ、これらの原則は実現できない。税制の仕組みは、納税者の事務負担や納税コストができるだけかからないように、簡素で理解しやすい制度でなくてはならない。

#### **5. 地方分権と地方税改革**

地方の財政責任を強化するという地方分権社会を実現するためには、行政サービスにおける受益と負担の連動を強める必要がある、そのためにも、地方税改革に当たっては、地域行政サービスの費用をその受益者が広く負担する応益原則を明確にすべきである。現行の地方税制を見ると、法人課税については、法人住民税の法人税割や法人事業税（資本金1億円以下）の所得割等は応益負担といえるか疑問である。それ以外の税目についても応益原則に照らして総点検を行い、応益に即した制度の再構築を行う必要がある。

また、地方法人2税の税収は、偏在度が高く地域間の財政力格差を生じさせていることから、地方税改革に当たっては、国税と地方税のあり方を含めて、地方行政サービスを提供するための安定財源確保に向けた、抜本的な改革の姿を早急に提示すべきである。

### **Ⅲ. 個人所得税**

#### **1. 負担の偏在是正**

全体の納税者の内10%以下の税率が適用される者の割合は、わが国の場合約80%（平成19年度予算ベース）に達しており、アメリカ（27%）、イギリス（15%）、フランス（39%）に比べきわめて高くなっている。このように、わが国の所得税は、負担が中高所得層に偏るという先進国でも特異な形態となっており、このことが中高所得層にとっての不公平感につながっている。

応能原則課税の見地から、低税率適用の所得ブラケット幅を縮小し、低税率適用階層のうち相対的に所得の多い納税者について税率の累進度を高めることにより税負担の見直しを図るべきである。また、所得税による所得再配分機能や、現行の最高税率のあり方についても検討すべきである。

## **2. 諸控除の見直し**

### **2-1 所得控除と税額控除**

人的控除については、税負担の公平性、中立性、税制の簡素性の観点から、税額控除制度への転換等を含めて見直すべきである。

扶養控除については、近年の急速な少子化の進行を踏まえ、税制にも子育て支援の役割を持たせるべきだという主張があるが、税制による効果を検証するとともに、児童手当、保育サービスの拡充等、税制以外の手段を総合的に考慮した上で、子育て支援の制度設計を急ぐべきである。

給付付き税額控除制度については、若年層を中心とした低所得層支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性緩和といった種々の視点から主張がされている。しかし導入に際しては、目的の明確化と、目的にあった制度設計を行うとともに、既存の給付制度との整合性について十分な事前の検討が必要である。また、導入に当たって、給与、利子、配当等の申請者の所得情報を随時入手し申請者からの自己申告情報とのマッチングを行うための納税者番号の導入等、正確な所得把握を行うことによって、不正受給、過誤支給を発生させないことが重要である。

### **2-2 給与所得控除**

給与所得に適用される現行の給与所得控除は、個々の被用者には特有の事情が存在するにもかかわらず、すべてに一定の方式を適用し、算定している。雇用や勤務の形態が多様化している今日、給与所得控除を勤務の実態に即したものに変わっていくとともに、職務上の経費として認められる特定支出控除の対象範囲の拡大によって申告の可能性を多くするなど、柔軟化を図る必要がある。

また、給与所得控除は「勤務費用の概算控除」に加えて、被用者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」の要素を含むものとしてみなされているが、こうした措置を講じることの是非についても、所得捕捉格差問題とともに検討する必要がある。なお、現行制度では高所得者層の給与所得控除は比例的に青天井となっていることから、制限を設定する必要がある。

## **3. 金融所得課税の一元化**

平成 21 年度の税制改正においては、現下の厳しい経済社会情勢を踏まえ、上場株式等の譲渡益・配当に対する軽減税率(10%)は、23 年末まで 3 年間延長され、原則 20%の本則税率の適用は 24 年 1 月からとなった。一方、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得と

の損益通算は21年1月から確定申告で対応、22年1月からは源泉徴収口座において可能となるなど、金融所得課税の一元化について進展が見られた。

今後これらの動きを踏まえ、日本経済の活性化、資本市場の育成等の見地から損益通算の範囲の拡大（株式譲渡損失と利子所得との損益通算等）を着実に進めるべきである。

#### **4. 高所得階層の公的年金控除の見直し**

年金については拠出面では社会保険料控除、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている。

年金課税については拠出時非課税・給付時課税の原則を取り入れるとともに、高齢者を一律に弱者と見なし優遇する制度、特に、高所得者の公的年金等控除等について見直しを検討すべきである。少なくとも、現行では青天井となっている高所得層の年金控除については制限を設定する必要がある。

### **IV. 相続税・贈与税**

#### **1. 相続税と富の社会還元**

近年地価下落等により、相続税の課税割合（課税対象被相続人数の死亡者総数に占める割合）が4%程度まで減少するなど、相続税による富の再分配機能が低下している。格差問題がクローズアップされる中、資産格差の是正とともに、富の社会への還元という点から、基礎控除額（5,000万円に相続人1人当たり1,000万円加算した額）を引下げることで課税割合を高めるべきと考える。

#### **2. 相続時精算課税の要件緩和**

現行の相続時精算課税制度においては、相続時精算課税制度を選択できるのは財産の贈与者が65歳以上の親とされており、住宅取得等資金の贈与の場合には贈与者の年齢要件が除外され、特定同族株式等の贈与の場合には60歳以上とされたものの、次世代への移転時期の選択に対しての中立性を高めるという趣旨が十分なものとなっていない。年齢規定は不要と考えるが、少なくともこれを60歳以上に引き下げるべきである。

いずれにしても、相続税制度を変更する場合には、資産格差の是正と富の社会への還元という相続税の機能を合理的かつ適正に果たしうる制度設計をした上で、その変更理由や税収・課税人員に与える影響等について十分説明し、国民の理解を求めるべきである。

### **V. 法人税**

#### **1. 企業活力を強化する税制の構築**

経済のグローバル化と国際競争の激化の中で、わが国企業は生き残りをかけ、国内市場に限らず海外市場においても懸命に事業活動を展開しているところである。こうした企業活動が経済成長のエンジンとして十分な機能を果たすことが今後のわが国の少子高齢化社会を支えていく大きな前提となる。また、貯蓄率が低下する中で国内投資環境を国際的に魅力あ

るものとして外国からの投資を受け入れ国内経済の活性化を図ることも必要である。そのためにも、わが国の法人税が諸外国の税制と比べて調和のとれたものとしなくてはならない。

この10年、法人税率の引下げと課税ベースの拡大をはじめとして、組織再編税制の創設、連結納税制度の創設、研究開発投資減税、会社法に対応した税制の整備、減価償却制度の見直し等企業活力強化の観点から大きな改正が行われてきた。しかし、国際経済社会の急激な変動や、グローバル化の急速な進展に対応していくためには、国際課税の分野を含め、残された課題は少なくない。また、既に実施された制度・対策についても、変化に即して適切かつ迅速に見直しを図る必要がある。

## 2. 法人実効税率の見直し

わが国の法人課税の実効税率(平成21年1月現在)は、アメリカの水準並の40.69%(国税:27.89%、地方税:12.80%)となっている。しかし、ヨーロッパ諸国を見ると、イギリス28.00%、フランス33.33%、ドイツ29.83%となっている。また、日本企業と競合する中国25.00%、韓国24.2%(平成22年22.0%)等アジア諸国と比べてもわが国の実効税率は相当高くなっている。財政収入において法人税が大きな役割を果たしていることは事実であるが、日本企業が国際的な調和を確保し、外国企業と同一の条件のもとで競争を行えるようにするためにも、法人実効税率を引下げ、税率格差を解消するべきである。このことは、日本経済の持続的成長や経済活力の強化、国際競争力の強化・維持をもたらす、また、外国企業の国内への投資の増大を呼び込むことにつながるものである。

なお、国際競争力を強化する観点からは、法人税負担のみならず、社会保険料を含む企業の負担全体を視野に入れる必要がある。

## 3. 経済活性化と政策税制

わが国経済の発展を図り、持続的な成長力を強化するためには、最先端の技術分野や環境関連産業における技術改革、研究開発、技術開発を促進することが不可欠である。そのためにも、既存の政策税制については見直すべきものは見直しつつ、わが国の競争力向上や経済の活性化に真に有効な措置に重点化すべきである。

## 4. 企業会計基準の国際会計基準への統一化と法人税制

平成10年度の税制改正において、退職給与引当金や賞与引当金等の税制上の措置が縮減され、更に一連の会計ビクバンの一つである退職給付会計の導入、その後の減損会計や企業結合会計、時価会計の導入により企業会計・会社法と税制との乖離はますます広がっている。経済活動がグローバル化する中で、わが国において平成23年6月までに国際財務報告基準(IFRS)との差異を解消するためのコンバージェンス作業が進展していることから、企業会計と法人税法の取扱の乖離がさらに拡大することが懸念されている。

近年の法人税法の改正では、減価償却、リース取引、繰延資産の範囲、棚卸資産の評価、工事収益の計上方法等について、会計との調和を図る方向で改正されてきたところである。企業会計審議会において、平成21年6月連結先行の考え方が示されたが、この考え方によ

れば、当面は企業会計と法人税法の親和性は維持されると思われる。今後とも、こうした会計基準の変化を踏まえ、確定決算基準のもとで、企業の事務負担が過重とならないように柔軟な対応を行うべきである。

## 5. 連結納税制度等の見直し

連結をベースとした企業運営がより徹底される中で、連結納税制度の導入企業数は、低い水準に留まっている。グループ編成の普及・拡大を図るために、租税回避手段につながらないことを担保した上で、次の点について企業運営実態に即した改善を行うべきである。

- ① 連結子会社の連結前欠損金の持込制限の緩和、少なくとも当該子会社の所得の範囲までの繰越控除を可能とすること
- ② 連結会社間の寄附金の損金不算入の廃止、寄附金の損金不算入の廃止が困難な場合には、二重課税防止の観点から寄附金の受け手側において益金不算入とすること
- ③ 連結納税の開始に伴う資産の時価評価の除外要件の緩和等

## 6. その他

### 6-1 欠損繰戻還付の復活等

法人税における欠損金の繰戻還付・繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である。現在、適用が凍結されている大企業についても欠損金の繰戻還付制度について凍結措置を解除するとともに、繰戻期間の延長を行うべきである。さらに、欠損金の繰越控除期間は平成16年度改正において5年から7年に延長されたものの、アメリカ(20年)やイギリス、ドイツ(ともに無制限)に比べると依然として短くなっており、これを延長すべきである。

### 6-2 受取配当の益金不算入の見直し

関係法人以外の法人に係る受取配当については、二重課税防止の観点から全額益金不算入とすべきである。

また、関係法人及び関係法人以外の法人の受取配当に係る負債利子控除を撤廃すべきである。

## VI. 国際課税

### 1. 租税条約改正の推進

政府において租税条約改正に向けた取り組みが積極的に行なわれており、その努力は評価したい。経済のグローバル化が進展する中、経済交流の一層の拡大を図るためには、日米租税条約のような租税条約は不可欠であり、他の租税条約についても、引き続き早急に改定すべきである。特に、経済関係が強まっているアジア諸国や今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約改正・締結交渉の推進を期待する。

### 2. 外国子会社配当益金不算入制度

平成21年度税制改正によって外国子会社配当益金不算入制度が導入された。従来の外国

税額控除方式に比較して、国外の留保利益を国内に還流し、事業活動や配当原資資金としての活用が可能となったこと、また、企業に事務負担が大幅に軽減されたことは評価できる。しかし、外国子会社からの受取配当金のうち残り 5%に関しては依然として二重課税が残っており、全額益金不算入とすべきである。

また、相手国での源泉所得税等については、租税条約の改定を推進する中で、資本交流の促進による負担軽減の措置が重要である。

### 3. 外国税額控除制度の見直し

国際的な二重課税回避のための外国税額控除に関して、わが国は国別限度額方式や所得項目別限度額方式ではなく、一括限度額方式を採用しつつ、控除枠の彼我流用を防止する措置を講じているところである。日本企業の海外進出先が極めて多数に上っている状況下で国別限度額方式や所得項目別限度方式を採用することは、納税者・課税当局双方にとって事務負担が膨大なものになるとともに、企業活動のグローバル化の推進の障害となるおそれがあることから、現行の一括限度額方式を維持すべきである。

国際的な二重課税をよりの確に排除するため、昭和 63 年に 5 年から 3 年に短縮された控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間を延長すべきである。

### 4. 移転価格課税の改善

移転価格課税については、運用の明確化を図るための事務運営指針の改正や事例集の公表等制度・運用面での一部改善がなされたものの、依然として不十分であり、今後とも、移転価格課税の透明性や予測可能性を確保する観点から、企業の実態を踏まえたガイドラインの充実等適正な運用に一層取り組むべきである。

また、国外関連取引を有する納税者は、APA（事前確認制度）を利用することにより、移転価格課税リスクを事前に回避することができることとされているが、実際には、一方の国との片側（ユニラテラル）合意では二重課税のリスクは解消できない。相互協議により二国間で事前確認が双方（バイラテラル）合意されない限り完全な紛争処理とはならず、処理の長期化や事務負担の増大、さらには国際競争力を阻害させるものともなる。企業の国際競争力を減退させないためにも、APA手続きの明確化（定型化）を図り、申請企業の事務負担の軽減と処理促進を図るべきである。

近年においては、国税局のAPA審査担当者の大幅な増員が図られてきているが、個別の案件を迅速に処理するためにも、引き続き相互協議体制の強化を進めるべきである。

また、相互協議が一定期間に合意されない場合には、仲裁手続が可能となる制度を検討することも必要である。

なお、国外関連者の定義が現行では 50%以上の出資となっているが、支配権を明確にするために、これを 50%超に見直すべきである。

### 5. 外国子会社合算税制

外国子会社合算税制は、軽課税国を利用した税負担の不当な軽減防止を目的とするものであ

るが、諸外国の税制度が大きく変化する中で、この税制が企業の国際競争力を阻害することのないように制度の見直しを検討すべきである。特に、軽課税国の現行の判定基準である法人実効税率 25%を適用した場合、中国、韓国をはじめアジアの多くの国々やEUの一部の国も軽課税国として認定されてしまう。法人税率引下げが国際的な潮流である中、経済実体を持って活動している企業に制約を加えないようにするために、軽課税国の判定基準を現行の法人実効税率 25%以下から少なくとも 20%未満に引き下げるべきである。

日本企業の海外における事業活動を促進する観点から、非関連者基準要件に関わる非関連者取引割合を 50%超から 25%超に緩和するとともに、持ち株割合 5%の基準を引き上げるべきである。

## **Ⅶ. 消費税**

### **1. 安定的かつバランスの取れた税体系における位置付け**

今後、少子・高齢化の急速な進行にともなって増加することが確実な社会保障歳出に対応するためには安定的な財源を確保する必要がある。徹底した行財政改革を行ったうえでなお財源が不足するときには、安定的でバランスのとれた税体系を実現するためにも、消費税はこれまで以上に重要な役割を果たしていくべきである。ただし、税率引上げに際しては、国民の十分な理解を得ることが不可欠であり、そのためにも消費税の仕組みの改善、使途、逆進性への対応など、制度設計を早急に行い、国民的議論の俎上に乗せる必要がある。

### **2. 公平性・透明性の向上**

これまで、事業者免税点の引下げ、簡易課税制度の適用上限の引下げ、総額表示の義務付け等の改正が行われてきたところであり、税の透明性・公正性は高まったと考えられるが、今後もさらに、簡易課税制度の見直し等仕組みの改善を行うべきである。

わが国の消費税は、取引慣行や納税者、税務関係者の事務負担に配慮した結果、帳簿方式が採用され、各事業者が税務署に納める税額は帳簿に基づいて計算されることになっているが、今後の税率引上げに当たっては、消費税額の正確な計算のためにも、納税義務者の事務負担に十分配慮したうえで、インボイス方式への移行を検討すべきである。

### **3. 消費税の使途**

消費税の使途を社会保障等の福祉目的に限定する目的税化については、財政の硬直化につながる可能性があること、また、今後、社会保障以外の分野でも消費税の役割が増大する可能性等を考えるなら、一般財源とすべきである。

しかし、国民の将来への不安感がある状況下において、そのまま国民の社会保障に還元されることが明確になり、受益と負担が直接結びつき国民の理解が得られやすいことも、また現実である。国民が消費税の負担増の前提として目的税化を選択する場合には、目的税化の弊害を防止する措置を講じることが重要である。

#### 4. 複数税率

消費税率の引上げに際しては「逆進性緩和策が必要」とする考えがある。しかし、消費に広く薄く負担を求めることによって、税の中立性や簡素性を強化するという消費税導入の目的を踏まえるならば、本来、複数税率制の採用には慎重であるべきと考える。軽減税率の採用によって所与の税収を得るためには標準税率を高めなくてはならないことも考えれば、逆進性緩和策としては複数税率のみではなく、低所得階層への配慮として、社会保障などの歳出面での措置や所得税における給付付き消費税額控除も含め検討すべきである。

### Ⅷ. 地方税

#### 1. 住民税

個人住民税については、所得割の比例税率化によって応益課税としての性格をより強く持つものとなったが、地方の基幹税として今後さらに拡充を目指すべきである。とくに個人住民税均等割については、地方財政支出が増大したにもかかわらず税率の引き上げは小幅であったために、その役割がきわめて限られたものになっており、「負担分任」の原則を強化するためにも、税率の引き上げが必要である。

法人住民税については、地域間の財政力格差是正の観点から、国税への移譲を含めた検討を行うべきであるが、当面、欠損金の繰戻し還付制度、外国税額控除の控除未済額の還付制度、連結納税制度の適用について、技術的側面も含めて検討する必要がある。

#### 2. 事業税

企業に対する応益課税であるとして、法人事業税において外形標準課税が一部、導入されたものの、不十分である。現行の外形標準課税制度は、課税法人を資本金1億円超としたために、適用対象は大企業に限られている。行政サービスを受益している企業が応分の負担をするという応益課税の観点から、一定の配慮を行った上で、中小法人にも適用対象を拡大すべきである。

また、導入された外形標準課税は所得割、付加価値割、資本割が併用されるなど、仕組みが複雑であり、税制の基本である簡素化に照らして検討を行う必要がある。とくに付加価値割の仕組みは複雑であることから、各企業の実務上の体験を踏まえ、計算の簡素化や申告書類の整理などの合理化が必要である。なお、特定業種に適用されている収入金額基準については、租税の公平、中立性の観点から、廃止の方向で検討すべきである。

#### 3. 固定資産税

固定資産税については、依然として、特に大都市・臨海工業都市において税負担は高水準にあり、地域間に負担水準の大きな隔たりが存在する。なかでも、商業地等の負担水準が高い地方公共団体は、負担水準の上限を60%に引き下げるべきである。

また、住宅用地と業務用地との間の負担水準にも極めて大きな格差が存在している。今後の固定資産税の負担については、負担水準の状況、行政サービスや財政の状況等を踏まえたうえで、住宅用地に適用されている課税標準の特例の見直しなど、さらなる適正化措置を講ずる必要がある。

家屋の課税価格は現在、いわゆる再建築価格方式によって算定されているが、この事務を執行するためには多大な事務量が必要である。一方、納税者にとっても算定の仕組みが分かりにくくなっている。事務量の大幅削減による行政の効率化と評価の客観性の観点から、家屋の評価を取得原価に改めるなど、評価方式について検討すべきである。

固定資産税については、応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄である。また、償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有していること、税負担が特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても償却資産への課税は極めて異例である。償却資産については、課税対象の段階的縮小・廃止を含めて検討する必要がある。

なお少なくとも当面、固定資産の減価償却制度（償却方法、残存価額）を法人税法の取り扱いに合わせるべきである。

#### **4. 事業所税**

事業所税は、人口 30 万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税である。しかし、昭和 50 年の創設時に比べて大都市の行政課題が変化していること等を考えるなら、地方税における応益企業課税全体の抜本的改革の中で存廃を含めて見直すべきである。

#### **5. 法定外税と超過課税**

法定外税は地方の課税自主権の具体的な行使であるが、多くは法人を対象とするなど、「取りやすいところから取る」傾向が見られる。法定外税の新設又は変更には当たっては、課税の恣意性を排除し、納税者の十分な理解を得なければならない。

標準税率を上回って課税する、いわゆる超過課税についても、法人住民税、法人事業税、固定資産税（企業分）が中心であり、個人住民税に対する超過課税は水源環境保全などの目的で一部の地方公共団体が実施しているにすぎない。個人にとって負担感のない超過課税に依存することは、安易な行財政運営に結びつくことに留意すべきである。企業活力を強化するためにも、恒常化している超過課税については廃止すべきである。

#### **6. 税目と申告・納税方法の見直し**

地方分権社会においては地方税の役割が大きくなるだけに、納税者の理解を得るためにも、税制および申告を含めた納税方法の簡素化の重要性は増大する。

現行地方税制度は、都道府県、市町村ともに多くの税目によって構成されているが、長期的には全体の税収を確保しつつ、課税標準が重複する税目の統合や零細税目の廃止を検討する必要がある。また、企業等の事業活動が広域化し、かつ多様化している点を考慮すると、地方公共団体ごとに納税事務を行うことは煩雑であり、事務負担も大きくなる。そこで納税手続きの簡素化の見地から、本店所在地又は県単位での一括申告・納税制度を早急に検討すべきと考える。

近年、地方税における徴収率が低下しており、このことが地方税負担における公平性を損ない、地方自治を根幹から揺るがしかねない。地方における税務行政を強化するために、複数地方公共団体の協力による徴税の広域化や、民間委託を推進すべきである。

## **IX. その他**

### **1. 印紙税の見直し**

印紙税は経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などの文書に課税される。したがって紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても、インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず、印紙税の課税対象とはならない。インターネット販売の拡大など、経済取引のペーパーレス化が進行する中で、こうした課税上のアンバランスはますます大きくなっており、課税の公平性から問題であり、消費税も視野に入れた抜本的改革の中で、廃止を検討すべきである。

### **2. 自動車関係諸税**

自動車関係諸税が一般財源化されたことによって、受益者負担の観点から自動車ユーザーが道路整備財源を負担することを目的とした課税根拠はなくなったと考えられる。そのため、自動車関係諸税については、その暫定税率や税目の改廃を含め、納税者や国民の理解が得られるようにそのあり方を総合的に見直すべきである。

### **3. 環境問題と税制**

地球温暖化問題に対しては、まず、国民的規模での自主的・主体的な取り組みを強化するとともに、我が国の環境技術を活かし、かつ発展させることにより、経済成長と世界的な環境問題解決に実質的に貢献することを両立させることが重要である。よって、環境政策分野における財政の対応としては、歳出面、既存エネルギー関連税制のあり方について、環境保全に対する効果、経済に与える影響、国際的な動向等の総合的な観点からの検討が必要であり、国民の理解が十分に得られぬまま、安易に、特定の政策分野に税制を活用することには慎重を要する。

グリーン化税制については、従来の取り組みに加え、低炭素化に資するグリーン環境投資の拡大を通じた内需拡大、国民生活や企業活動において環境対策の推進に貢献するグリーン化措置を更に推し進めるべきである。このため、地球温暖化対策、環境改善及びその技術革新に係る投資、研究開発費等への優遇税制を創設し、更なる省エネの推進と省エネ技術の向上を図るべきである。

### **4. 納税環境の整備**

#### **4-1 納税者番号制度の導入**

安定的な財源確保が求められる中で課税の公平性を確保することは重要な課題であり、その実現のためには、納税者番号制度の導入は不可欠である。その際、プライバシーの保護に十分配慮するとともに、特に、個人の全ての所得や資産等に関する情報を高度に電子化し集積する

ことに対し、セキュリティ面での厳重な監視が必要である。

セキュリティ面の法的・技術的な対策を確保したうえで、納税者番号制度導入がもたらす公平で適正な課税推進の意義や税務行政上の機械化、効率化の効果を十分に説明し、納税者の理解と支持のもと、電子政府・電子自治体の構築にあわせ、早急に導入に向けた整備を進めるべきである。

#### 4-2 申告・納税手続の電子化

電子申告・納税制度は国税では整備されたが、地方税では、都道府県では運用されているものの、一般市区町村では多くで未整備であり、納税者の期待に十分答えられていない。地方税の電子申告・納税制度については、電子政府・電子自治体推進の一環として、早急に全国的に統一されたシステムによって整備されることを期待する。なお、電子化を推進するためにはその前提となる住基カード等の普及拡大を図るとともに電子認証手続を含めた電子申告・納税手続きの簡素化が必要である。

#### 4-3 その他の納税環境の整備

##### (1) 租税教育の推進

租税は、国民生活に不可欠な財政活動を財源面で支える重要なソフト・インフラであるだけでなく、民主主義の根幹である。しかし、わが国においてはこうした意識が十分に備わっているとは言えない。租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることが重要である。国や一部の地方公共団体は租税教育の取り組みを行っているが、十分とは言えない。

##### (2) 税に関する情報の提供活動の活発化

租税教育とともに重要なことは、国や地方公共団体の行政運営の中で税に関する情報をわかりやすく提供することである。わが国において財政活動の受益と負担が断ち切られているという問題を解決し、国民の納税意識を強化するためにも、説明責任を果たす一環として租税情報を提供しなくてはならない。

##### (3) 国と地方公共団体との連携、共同化、民間委託の推進

税制が十分に機能するためには、税の執行が適正に行われることが前提である。とくに近年、地方税の徴収率が低下しているが、地方分権によって地方税の比重が大きくなることを考えるなら、適正な徴税執行の重要性はますます大きくなる。適正な徴税による公正な社会を築くとともに、効率的な徴税体制を構築するためにも、国と地方公共団体、あるいは地方公共団体間の連携を強化しなくてはならない。また、可能な範囲で徴税業務の民間委託を進めることも必要である。